

平成 28 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 2 回定例会	3 月 3 日	開 会
	3 月 23 日	閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 28 年 3 月 9 日（水曜日）

第 2 回南三陸町議会定例会会議録

（第 5 日目）

平成28年3月9日（水曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町 長	最知	明 広 君

会 計 管 理 者	芳 賀 俊 幸 君
総 務 課 長	三 浦 清 隆 君
企 画 課 長	阿 部 俊 光 君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携 推 進 室 長	檀 浦 現 利 君
管 財 課 長	仲 村 孝 二 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤 和 則 君
保 健 福 祉 課 長	三 浦 浩 君
環 境 対 策 課 長	小 山 雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 (農 林 行 政 担 当)	佐久間 三津也 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (漁 港 ・ 漁 集 事 業 担 当)	宮 里 憲 一 君
危 機 管 理 課 長	阿 部 明 広 君
復 興 事 業 推 進 課 長	糟 谷 克 吉 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長	小 原 田 満 男 君
上 下 水 道 事 業 所 長	及 川 明 君
総 合 支 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	及 川 庄 弥 君
南 三 陸 病 院 事 務 長	佐々木 三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	三 浦 勝 美 君
総 務 課 主 幹 兼 財 政 係 長	佐々木 一 之 君
教育委員会部局	
教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 修 一 君
生 涯 学 習 課 長	菅 原 義 明 君
監査委員部局	
代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	佐 藤 孝 志 君
選挙管理委員会部局	

書記長 三浦清隆君
農業委員会部局
事務局長 佐久間三津也君

事務局職員出席者

事務局長 佐藤孝志
主幹兼総務係長 佐藤辰重
兼議事調査係長

議事日程 第5号

平成28年3月9日(水曜日) 午前10時00分 開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 諸般の報告
 - 第3 議案第30号 工事請負契約の締結について
 - 第4 議案第31号 工事請負変更契約の締結について
 - 第5 議案第32号 工事請負変更契約の締結について
 - 第6 議案第33号 工事請負変更契約の締結について
 - 第7 議案第34号 工事請負変更契約の締結について
 - 第8 議案第35号 工事請負変更契約の締結について
 - 第9 議案第36号 工事請負変更契約の締結について
 - 第10 議案第37号 工事請負変更契約の締結について
 - 第11 議案第38号 財産の取得について
 - 第12 議案第40号 普通財産の貸付けについて
 - 第13 議案第41号 南三陸町過疎地域自立促進計画の策定について
 - 第14 議案第42号 町道路線の認定について
 - 第15 議案第43号 町道路線の廃止について
 - 第16 議案第44号 町道路線の変更について
 - 第17 議案第45号 人権擁護委員の候補者の推薦について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 7 まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において10番山内昇一君、11番菅原辰雄君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本定例会にお手元に既に配布しておりますとおり、町長提出議案6件が追加して提出され、これを受理しております。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第30号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議案第30号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第30号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、復興交付金事業による平成27年度被災地域農業復興総合支援事業ハウレンソウ生産施設等建設工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に係る条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部については、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） おはようございます。

それでは、議案第30号工事請負契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料2冊のうち、2の21ページをごらんください。

本案は、現在圃場整備を進めております廻館地区の圃場がことしの3月末に一部ではございますけれども、農地が引き渡されることとなっていることから、営農再開に向けて関連するパイプハウス等の工事をするものでございます。

1番の工事名でございませけれども、平成27年度被災地域農業復興総合支援事業ハウレンソウ生産施設等建設工事でございます。

工事場所につきましては、志津川字廻館地内でございます。

工事の概要でございませけれども、パイプハウス4連棟が2棟、3連棟が1棟、単棟1棟、作業場用1棟を建設するものでございます。

4から8までにつきましては、記載のとおりでございます。

契約金額につきましては、議案書にもございませとおり、消費税を含みまして7,452万円。

契約の相手方は志津川字大久保の株式会社遠藤組でございます。

10番から13番までにつきましては、記載のとおりでございます。

工事期間は、本契約締結日の翌日から平成28年3月25日までとなっております。

なお、本工事につきましては、さきにご決定いただいております補正予算でもご説明いたしておりますけれども、繰越明許とするものでございませして、圃場整備の進捗に合わせて施工することから年度内の工事完了が困難であること、また圃場の引き渡し後早々に工事が進められるように繰り越しをするものでございます。

議案関係参考資料の22ページから26ページに位置図、平面図等を、27ページには仮契約書のほうをつけさせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上、簡単でございませけれども、細部説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） おはようございます。8番です。

参事から説明を受けたわけですが、きのうの続きでもないですが、位置図ですね、位置図。こういうような漠然とした数字は、どこだか今の圃場、基盤整備やっている場所は相当広いわけですよ。どの場所かさっぱりわかりません、これでは。もう少し丁寧な資料にしたいです。それで、場所はどこなんでしょうね。お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 大変見づらい位置図で、大変申しわけございませんでした。場所につきましてはですね、高校からですね、斎苑のほうの道路につながります道路、その途中にあります圃場ということでありまして、その畑のところこの3月末に2.7ヘクタールほど、3月末までに引き渡されるということで、そこで営農再開するに当たっての関連施設を工事するという内容になってございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 私しょっちゅうあそこ通るものですから、わかりましたけれども、今参事おっしゃったようにもう少し丁寧な付近の見取り図というもので表示できればわかると思うんです。そういう今後資料の提示の仕方をお願いしたい。終わります。

○議長（星 喜美男君） 10番山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 園芸ということで、私も一言お話ししたいと思います。

今回、2.7ヘクタールですか、3月末……。〔「マイク寄せてください」の声あり〕3月末まで営農再開ということに向けて、施設整備をするということは大変よかったと思います。

それでですね、これだけの施設整備ですから、団体の方がもし差支えなければお話ししたいなと思いますし、それからですね、内容を見ますとかなり整備はされ、施設は十分かと思いますが、水道なども設置しているようなので、水道と井戸ですね、そうするとハウレンソウの場合はすごく水を使うんですよ。それで、例えばスプリンクラーとか、かん水チューブといったものがもう整備されているのか、その辺も、細かい点ですが、お話しいただければと思います。

さらにですね、近年いろいろ問題になっております土壌ですね、どのような状態なのか。あの辺ですとかなりいいのかなと思いますし、上土に関してはいわゆる石等の混入がどの程度なのか、そういったことが作付に非常にかかわってきます。そういったことでちょっとお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） こちらのほうの団体につきましては、廻館地区の営農組

合ということでございまして、それから水道につきましては、こちらのほうの畑では予定の作物といたしましてはキャベツ、ネギ、ホウレンソウ、中心的な作物がホウレンソウということでございます。そういった作付をするに当たっての水道も必要ということでの工事ということになってございます。詳細なスプリンクラーにつきましては、ちょっと手元に資料がございませんので、お答えできないんですけれども、そういうことで水道のほうも使うということでございます。

それから、土壌の状態でございますけれども、石、これまでの整備の中で、石が混入していた圃場があるというふうなことを受けて、そういった石がなるべく入らないように、あるいは入ってもその石を取り除くようにということでやっておりますし、また廻館地区につきましては、その強度ですか、強度につきましても石とか入っていない、比較的良い状態の土が入っているというような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） やっぱりこのかん水チューブとかさっき言ったスプリンクラーのような設置は入っているかどうかわかりませんが、できたら一緒にセッティングすれば、栽培者にとってはいいのかなと。

また、土壌については先ほど心配ないようなお話でしたが、やっぱりこう軟弱野菜といいますが、そういったホウレンソウのようなものを栽培するには細かい石もかなり影響を持つものですから、できるだけ石のないような状態の土を、上土をするべきだと思います。

それから最後にですね、最後といいますか、ハウスの栽培の中で今係長、参事お話ししましたが、ネギとかもあるんですかね。そういった中で、多用途に周年栽培ができるような体制にすべきだと思いますし、今後被災農家の方で、こういう申し込みがあったらどういった対応をするのか、やっていただけるのかどうか、その辺もひとつ。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） まず、作物の関係でございますけれども、議員おっしゃいますとおり、同じ野菜とか栽培するにも時期をずらすとかしないとなかなか需要がないというようなこともございますので、そしてハウス栽培という利点もありますので、そういったことで時期をずらしながら市場で品薄になるところですね、そこに向けての出荷ができるような体制ということで組合のほうでも考えてやるような状況でございます。

それから、被災農家のほうでこうした事業があったら導入できるのかということでございますけれども、これまで圃場整備工区につきましては6つの工区ございまして、その中でこの

被災関連の事業を導入しまして、施設あるいは機械を導入してきておりますので、その中で整備されてきているものと認識しているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。おはようございます。

ただいまの前者の質問で、場所と団体については廻館の地区の人たちということで、農家さんにとっては大変先の展望が見えてくる施設だと思われま。そこで、このハウスの耐用年数とその後の使われ方ですね。維持管理は今後その地区の組合のほうに、組合員の人数も出ていないんですけども、その人数やら、今後の使われ方としてこれを町がつくってやりますよと。町があくまでも管理していくのか、その組合員にあとはつくってやったので使ってくださいというのか、どこまでそれを引っ張っていくのか、今後、聞きますとそういう今後もあり得るといようなお話のようですけども、その辺、お聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 全部ではございませんけれども、ハウスにつきましてはおおむね10年程度ということの耐用年数になってございます。

それから、維持管理の関係でございますけれども、事業導入いたしまして、町が導入いたしまして、営農組合への貸し出しということで契約をしてお貸しして使っていただくというような状況でございます、その契約の中にもございますように、維持管理につきましては営農組合、借り受ける団体のほうで維持管理につきましては、負担していただくというような内容になってございますので、その辺はこれまでも各委員会等ございましてその中でお話しをさせていただいておりますので、そういうことでやってきている状況でございます。

営農組合の人数につきましては手元にちょっと資料がございませんので、お答えはちょっとできかねる状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 維持管理については、そうですね。職員が一々自分のうちのハウスだからって管理しにいけないわけでもないですし、団体に維持管理させるということは必要ですけども、その前に果たしてこれどれだけの補助でこの7,000万円のハウスをつくるのに、どれだけの補助があつて、全額補助なのか、考え方として町がこのハウスをつくるということ自体に疑問が持たれるんですよ。というのは、農協に補助でもして農協でつくらせて貸し付けするという方法もあるんでなかろうかなと思うんですけども、これどれだけの補助なんですか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） まずは補助率でございますけれども、75%が国からの補助となっております。

それから、施設をつくるのは農協等のほうがよろしいんじゃないかというような内容かと思うんですけれども、この事業そのものが被災農家を対象とした事業でございますので、当然営農組合とかそういうところ、場合によってはJAという団体もございますけれども、そういうような制度でございますので、これまで委員会等でお話しをさせていただきながら営農再開するに当たっての必要な施設であったりとか、機械をいろいろご相談させていただきながら導入をしてきているというふうな状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 災害の営農再開ということで、非常に事業としては町民には喜ばれるいい事業だと思います。それは、思っているんですけれども、ただですね、町がこれを例えば10年間、耐用年数が10年間というのと、じゃあ10年後に、10年間やっていて10年後に耐用年数が切れました、終わりました、そうした場合どういうことを考えていますか。

それと、厳しいことを言いますが、ほかにハウスでやっている地区の人たち、その人たちは自己資金でやっています。そうした中で、その地区の人たちを救済するためには非常にいいことです。そういう点からも考えて見なきゃいけないのかなという思いがするんですけれども。町でこれ、ハウスをずっと引きずってやっていくというのはちょっと疑問が残りますけれども、もう一度ご答弁お願いします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） まず、耐用年数後の施設等について、どうなるんですかということですが、基本的には無償譲渡するというような形で進めてきているところでございます。

それから、被災農家以外のハウス等は自己資金等で建設しているので、助成はないのかということですが、まずもって今回の事業は繰り返しになりますけれども、被災農家を対象にした事業ということでございます。それから、それ以外の農家の方につきましても、当然従来あります事業がございます。その中で条件が整えば、当然その事業は導入されるという状況でございます。ただ、この被災関連の事業と違いまして、補助率が大幅低くなっておりまして、当然事業導入に当たっては個人負担もその分出てくるというような状況になってございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） おはようございます。

今、説明でいろいろわかってきたんですが、まずもって運営母体が廻館の営農組合というように、その方々、組合はもともとあったのかですね、これをやるためにつくったのか、何人ぐらいあるのかですね。

10年後に無償譲渡というようなことでありますが、これまでの、譲渡すれば当然そこで税的負担も出てくるんだと思うんですが、耐用期間中の税負担というのは、固定資産税ですが、そういうものはどうなるんでしょうかね。

それから、発注者が副町長になっているんですが、このときも町長いなかったんですかね。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 済みません、人数につきましては、後ほど答弁させていただきます。

発注者につきましては、2月の25日まで町長が不在でございましたので、それまでにつきましては副町長が職務代理者ということでございますので、副町長での契約となっております。

それから、税負担につきましては、町民税務課長のほうから答弁をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 税の取り扱いが建物か償却資産かという部分もあるんですが、当面町が保有するというのでございますので、課税客体にはなっていないと考えております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） はいはい、わかりました。税負担はならないと。固定資産税は譲渡されていたらということになるんだろうと思いますが。これ救済事業といいますか、被災者救済事業なんですが、その中で営農計画というのが出ているかと思いますが、この施設を使ってどれだけの生産をするというような目的を持っているはずだと思うんですが、その辺当たり聞かせていただけますか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） そうですね。6工区ございまして、それぞれ合同委員会というようなことでやってきておりまして、その中で営農部会というような会がございまして、そちらのほうでそれぞれの組合での営農計画をつくっているところでございます。

廻館地区につきましては、整備のほうがちょっとおくれてございますので、組合の本格的な設立もこれからというような状況になってございまして、全体的な営農計画もこれからさらに検討していくということでございます。当面、この3月末に引き渡される農地につきましては、部分的に畑なんですけれども、2.7ヘクタール引き渡されるということで、先ほどもお話ししましたとおりそちらのほうではハウレンソウを中心にですね、キャベツとかネギ、その他野菜をつくるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 詳細というか、計画はこれからだということでありまして、今、本当であれば計画が出ているのかなと思ひまして、であれば、ネギを何ぼ、ハウレンソウを何ぼ、キャベツを何ぼ、でこのくらいの水揚げでないけれども、売り上げというかね、そこいらあたりまでの筋が出ているのかなと思ひまして聞いたわけでございます。あとでそういうものが恐らく出るのだろうと思ひますから、出たらば報告いただければいいのかなと思ひます。

終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） おはようございます。6番です。

私も若干伺いたいんですけれども、今回ならずともこういった各種農業の支援事業が出てきましたけれども、それでハウス、トラクターのような機械、そして畑、田んぼをつくるという作業、ほとんどハード面が主のようなんですけれども、これが農家の人たち、この事業をやる組合の人たちが、人を使って将来もうけられるのかというか、利益を出せるのかという、そういう見通し、利益を出さなければ誰もやらないんでしょうけれども、先行きのものはどのような感じなのか。

そして、収穫された農産物が適正な価格で売れるのかという、そういうことが見通しとして、この事業を進める上での見通し、どのような形なのか、伺いたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 先ほどこちらの廻館地区の営農計画、詳細についてはまだですということでお答えさせていただきましたけれども、当然営農計画を立てながら圃場整備も同時に進めてきているところございまして、その中で適正にといいですか、収益が上がるような形での計画を作成して行っているところでございます。収穫物につきましては、それぞれのその時の状況によりまして上下するものでございますので、そのところ

は一般質問のほうでも答弁でもございましたけれども、経営安定対策事業の中でも作物の保険的なものをご利用いただくとかですね、そういう方法によりまして安定的な経営ができるような形で計画を作成してこれまでやってきているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、参事に営農計画等々で経営安定ということでの答弁ありましたけれども、そこで私、今後のこの事業の成功するためには震災から5年たっていて、売するための支援というか、今まではハード面での支援だったんですけども、ソフト面での支援は今後あるのかなのか、もしくはなければこういった被災地から被災地産ということで優先的に買ってもらえるような制度というか、例えばなんですかけれども、今までだと75%の補助があれなんですかけれども、例えばどこでも買ったところに例えば100円のハウレンソウを仕入れた場合に、その1割でも2割でも何というんですか、買ったほうが補助金をもらえるという、そういう奇想天外と申しますか、そういった逆の面での発想もこういったせっかくハードを整備した関係、成功する上では必要じゃないかと思うんですけども、このような考えというか動きとか、もしくは要望していく考えはないのか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） ハード面ならず、ソフト面での支援ということでございますけれども、例えばですけれども、当町においてはネギの生産を支援しているような状況でございまして、それに係る営農的な支援ということで、農業改良普及所のほうからの指導も得まして、今年度は栽培しながら売り先も町内で買っていただけるように、さんさん商店街であったりとかですね、そちらのほうの商店のほうに出向きまして購入していただくように働きかけたりとかしている状況でございまして、今後さらにネギ以外の作物につきましても、こうした被災地でも何といいますか、作付ができて収益も上がるような作物があれば関係期間である農業改良普及所とかと相談をしながらですね、営農の支援であったりとか、そういった事業も導入していけるように検討していきたいなと考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） それで、例えばですけれどもネギにつきましても、売り先がしっかりしているということがございますので、売り先がしっかりしていると、栽培すれば売れるというような状況でございますので、そういう状況をつくりながら安定的な販売ができるように努力してまいりたいなと考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の参事の答弁で大体わかりましたけれども、私思うには、当地方中山間地で平らなところがないということ、その上でこういった組合をつくってやや大規模な農業というか、しているわけですが、つくってしまったものはしょうがない、逆に75%の国の補助だったら25%だとちなみに1,750万円、それを使ってもっとコンパクトな農業というのはする方向もあるんじゃないかと思うんですけれども、例えばいろんな在来種の野菜等をつくったりとか、そういった方向はこの町では難しいのかどうかだけ伺って終わりとします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） そうですね、そうしたコンパクトなものもできるような形で今後さまざまな角度から検討してまいりたいなというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第31号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第31号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第31号工事請負変更契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、平成27年度町道寄木線災害防止のり面工事に係る請負契約の変更について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の

議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第31号の細部説明をさせていただきます。

本工事につきましては、平成26年7月に延長30メートル、高さ20メートルにわたりまして道路のり面が崩壊したものでございます。2カ月後に崩土の除去等を行いまして平成27年8月19日付で山庄建設株式会社と8,316万円で契約を締結したものでございます。

今回823万1,000円余りを増額して、9,139万1,760円に工事契約金額を変更するものでございます。

議案関係参考資料の28ページをお開き願いたいと思います。

平面図でございます。図面の下側が海でございます、左右に走っているのが町道寄木線でございます。工事につきましては、延長56メートルの延長となっております。グレーに見える部分が崩落した部分でございます、隣の赤い部分がこれから崩落が予想されるという部分でございます。これらを合わせまして56メートル工事を実施してございました。

次ページをお開き願いたいと思います。

断面図でございます。これ左側が海でして、右側が山のほうでございます、のり面全体を調査したところですね、網が傾斜をしている部分がかかなり岩なんです、緩んでいると。10年、20年とスパンを考えますといずれ崩落する可能性があるということで、今回、この部分につきましては、アンカーを打ち込んで安定をさせると、さらにはアンカー同士をワイヤーで連結をして面全体でのり面を安定させるという方法をとらせていただいております。

済みません、もう一度28ページをお開き願いたいと思います。

崩落した部分については、不安定なものを取り除いて先ほど説明した工法で工事を進めておりました。一方、赤の部分につきましては、樹木が繁茂していると、それから表土も当然あるということで工事にあたりましては、樹木の伐採をして表土の取り除きを行って工事を進めておりました。ところが、実際工事をしてみますと当初想定したよりも岩の表面が風化が進んでいるということで、大きな浮石はないんですが、細かい浮石がかかなりあるということで、できる限り浮石は取り除きましたが、今後とも小さな落石が発生するおそれがあるということでございましたので、赤い部分について全てラスを張ると、小さい網を張ってですね、小さな落石を防ぐという工法を増工させていただきたいというふうに考えてございます。そ

のため今回800万円ほどの増嵩となったわけでございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第32号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第32号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第32号工事請負変更契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、平成25年度漁港、港漁港外2港船揚げ場復旧工事に係る請負契約の変更について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いをいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） それでは、議案第32号工事請負変更契約の締結につきまして、細部説明をいたします。

これにつきましては、先日特別委員会のほうで課長からるる説明がございましたので、簡潔

に説明したいと思います。

これにつきましては、ここに書いてありますように、このあと6本続けてこういう変更がございます。これらにつきましては、23年の津波によります災害の復旧を図るために、漁港の復興を図るために25年度に3年間の債務契約をとりまして復旧工事を進めてまいったものでございます。この工事につきましては、港外2漁港ということで、港、田浦、石浜の漁港についての変更工事を行っております。

契約金額は10億8,000万円を7億1,800万何がしに3億6,100万円ほど減額変更するものであります。

それでは、参考資料の2のほうの31ページをお開き願います。

一応参考資料、大体同じような体裁でつくってございまして、一番最初に各漁港ごとの主な変更内容と変更額等を書いております。その次から図面を載せてございまして、この範例にありますように上の黒いつもりなんです、黒のところはこの工事をする前に既に完成していたところ、それから、赤と黄色のところがこの工事で当初発注をしたところ、青いところがこの工事、それからその前の工事でもしていなかったということで、今後28年度以降に整備というか復旧工事をしていくところ、あります。

それでは、中身についてですが、その前のページ、31ページにちょっと書いてあるんですが、1つは防潮堤等の工事と重なるところ、あるいは関係してくるところがありまして、その部分については手戻り工事等になるのを防ぐために取りやめたということが1つございます。それから、実際現地に入っているいろいろなやってみたら高さが変わった、あるいは幅が変わったというようなところがあります。これは特に防波堤の後ろ側の高さを変えたりしたところであると。あるいは、船揚げ場の先端部あるいは背部の高さを変えるということで変更が出てきております。あとは、施工上水上からやっていたやつを陸上からできることを考えてやると。あるいはもともとはそういうふうな形で計画していたやつを実際現場へ入ってみたら陸上から施工することができたということで、これについて減額がたくさん出てきているということになっております。大体理由としてはそういうものが主な理由になります。

それでは、32ページですが、ここは港漁港です。港漁港につきましては、一応全て完成をいたしております。

それでは、次のページです。ここは田浦漁港です。黄色いところの船揚げ場3つ、これが工事ができませんでした。これにつきましては、裏側に防潮堤がすぐ後ろにできますので、その分の関係でできていないということになっております。それから、右の横ぼのところ

よと飛んで書いていますが、田茂川護岸ということで、ちょっと離れたところに護岸がありまして、その沈下戻しということで、1メートルかさ上げという工事があったんですが、ここへ行く道路等非常に狭隘でございまして、今回についてはちょっと見合わせをいたしました。

それからその次でございますが、これが石浜漁港でございます。これについては、左の下のほうの黄色い船揚げ場の部分、ここがまた防潮堤と接するような形になっておるところでございまして、落としました。それから右上のほうのこれは何たら、何だったっけ、平棚の物揚げ場なんですけど、これ工事中ということで今回新たに工事中というか、もと被災を受けたときに建設工事中だったところが被災を受けたということになっておりまして、そのところを改めて設置の工事をするということになりましたので、この部分も取りやめております。

それで、35ページに工事請負変更契約の仮契約書をつけております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 参考資料の31ページを見ますと完了した部分、あるいは見合わせたという文言が大分あるわけですけども、見合わせたということは、工事をする時期を改めて決めてやるということなんですか。それともこの部分の見合わせた部分については工事をしないということになるのか。今後ですね。どういう解釈をしたらいいのかと思って今思ったんです。その辺のところ。具体的に、防潮堤絡みとかさまざまありますよね、それは仕方のない。その防潮堤が終わった後でやるのか。それは時期はいつごろになるのかですね。できれば、いろいろとこの工事、防潮堤に関係のないところは本来はしてほしかったんですけどもね、減額しないでね、できれば。その辺のところ、今後の見通しですね。いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） はい、そういうことですね。地元との話の中で、やめてもいいんじゃないかという、どこだったかな、田茂川護岸なんですか、というふうなところもございまして。ほかのところの大部分のところは、例えば防潮堤とバッティングするんだということになりますと防潮堤ができてからやるのが一番ええんかという、そういうわけでもないと思っております、現実的には防潮堤のないうちにほんまはやれたら一番その工事自身もやりやすいものですから、防潮堤の工程と合わせて防潮堤ができた

らすぐにできるような恰好にする、あるいは途中ででもできるような恰好にできたら一番いいなと思っています。ですから、その辺のところは防潮堤がいつ発注できるのかというふうなことも踏まえて、それと調整をしながら工事をしていくということで、これでやめた、ということではありません。ですから、できるだけその辺のところは一番やりやすいというか、安くつくというかわかりませんが、一番いい時期を選んでやっていきたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） すると、今いろいろな関係調整中ということなんですか。工事これから施工するのにね。そうすると、この減額された分のこの3億何がしのこの減額、予算といえますか、これどういう処理になるんでしょうかね。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 本事業の予算については、繰り越し予算でございますので、予算減額をすることができませんので、27年度決算で不用額として発生することになります。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 単年度で不用額といっても、結局後で工事するんでしょうからね。そうするとその工事の際にはそれを充当するということになるんですか。また、その結局後での工事がどの工事と併用してやるのかはこれからの調整するんでしょうが、この減額されたこの額で間に合うのか余るのか、足りなくなるのかというようなことも出てくるのかなと思うんですが、その辺あたりは。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） そのとおりであります、この残った工事をどのお金でやるのやという、こういうお話でございますが、これにつきましては、この工事自身が災害復旧工事でありますので同じく災害復旧工事である予定であります。これにつきましては100%の国の負担ということになっておりますので、そのときに何とかいただいできて、そのお金でやりたいと思っております。

それから、今調整なり、地元との調整も含めて調整をやっている防潮堤のほうなんです、防潮堤のほうにつきましても災害復旧でやる防潮堤と、それから建設、農山漁村地域整備交付金というやつでやるのと、2本立てでやっております。交付金のほうも75%の基本補助率ではあります、残り部分は特別交付金という形で町のほうの負担がないような形になって

おりますので、やるときはそちらを何とかいただいてきてやりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） その一番問題の防潮堤なんですが、この前もお聞きしたかと思うんですが、ここだけじゃなくて、どういう計画で進んでいるのか、どの程度、何ていうか見えてきているのか、いつからやるのか、その辺あたりの見通し、少し詳しくお願いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） それでは、少し詳しくということなんで、きょうの追加議案の中で、2本防潮堤、寺浜と藤浜の防潮堤、2本発注、承認をお願いします。それから、この前から平磯とそれから長清水については県の国道なりの整備とあわせてということで負担金、県への負担金ということで予算をとらせていただいておりますが、その利用。ですから、一応19漁港のうちで4漁港については着手をしたということになります。それ以外のところもほとんど基本設計みたいな形のものができるようになっております。それについて地元なり、それから隣に例えば県道が走っているとか、それから保安林があるとか、自然公園があるとか、いろいろその他ありますので、そういう調整をして、地元ともう一遍お話しをしていると。そのときにいろんな地元のほうからのご要望もありまして、できるだけそれも何せ、ずうたいがでかいものですから非常に影響が大きいと。普通の工事やったら、そない言わんと辛抱してねと、こういうお話でいくところもあるんですが、地元の方の地上の活動に与える影響が非常に大きいと捉えておりまして、できるだけ時間かかっても聞けるものは聞いていかなあかんという形でただいま処理をしようとしております。ということもありまして、実際は図面としては基本設計みたいなものもできているし、あるいはもうご理解をいただいて事業にかかっているところもあると。その辺のところはちょっといろいろあるので、あるのはあります。そういう形で、バックはしてないけれども、徐々にではありますが進んでいると。来年度についてはまた予算のところでもまたおすすめしたいと思いますが、できたらみんな発注できるぐらいの気持ちで努力はしていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

ただいまの詳細な説明いただきました。けれども、再確認なんですけれども、漁港担当参事さんがこの町の方でないので、いつ異動になって帰られるか心配なものですから、私から再確認なんですけれども、これについて工事が未定となっていました今までの話の中と同じな

んですけれども、防潮堤絡み、そしてそれらを見据えながら今後もやっていくというお話、お伺いしましたけれども、もう一度再確認の意味で続けてやっていくということで承りたいと思いますので、もう一度、同じことだと思っんですけれども、お願いします、ご答弁。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） そういうことでございますので、私では不服ということございましたら、建設課長から答弁をしていただくようにしたいと思います。（「はい」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） はい、では保険をかけさせていただきます。

今回、3年債務ということで、27年度が最終年度になります。それで、漁港の災害査定の方というのはちょっと特殊でございまして、施設ごとに査定を受けているということございまして、例えば防波堤、Aという防波堤があればAという防波堤を受けると。BがあればBも受けていくと。船揚げ場あればまた別個に受けるということで1つの漁港で10個以上の査定を受けております。補助金はその箇所ごとに請求をすることになっているということで、実は25年に契約をしているんですが、国の補助金については25年の補助金が入っている可能性が十分ございます。そうすると27年度事故繰りということになりまして、実はこのまま工事をした場合に補助金を受け取れないという事態も考えられますので、今回、切りのいいところといいますか、ところで一旦工事を打ち切るといいますか、収束をさせてそれでいただくものはいただいて清算をしていきたいと。当然残りの部分については、まだ補助金の補助申請もしていませんし、請求も残っているということで当然条件を整えば引き続いて工事を発注してかかった費用については国のほうに請求をさせていくという段取りで考えてございます。防潮堤等の問題がなければ、引き続き契約をしてですね、工事を進めたいと考えておりまして、決してやめるということではございませんので、計画どおり全ての施設は復旧したいというふうに考えております。

1つが防潮堤という問題がございしますが、防潮堤以外のものでおくれたものについては、早い段階で工事を再開したいと考えております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですね。（「はい」の声あり）

ほかにございませんですか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業振興課参事より答弁漏れがございましたので、答弁漏れの発言を許可します。産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） それでは、答弁保留につきまして、お答えさせていただきたいと思います。

先ほどの廻館地区の圃場整備に係る営農組合の人数でございますけれども、14名でございます。

それから、当該地区に係る計画面積でございますけれども、全体で約15ヘクタールでございます。畑が8ヘクタール、田んぼのほうは7ヘクタールとなっているところでございます。その内訳といたしまして、畑のほうでございますけれども、キャベツのほうは6ヘクタール、ネギが0.3ヘクタール、ハウレンソウが0.5ヘクタールとなっております。

それから、スプリンクラーの件のご質問がございましたけれども、スプリンクラーはなしでございます。水道につきましてはハウレンソウのかん水用として井戸水を使用する予定でございます。ネギのかん水、あるいはその作業用の水としましては、上水道のほうの水を使うという計画でございます。

それからもう一つ、補助の関係でございますけれども、国からの補助75%だけ申し上げましたけれども、残りの25%につきましては特別交付税として措置されることとなっております。

以上で終わります。

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第33号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第33号工事請負変更契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、平成25年度ばなな漁港防波堤船揚げ場復旧工事に係る請負契約の変更について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） それでは、議案第33号工事請負変更契約の締結についての細部説明を申し上げます。

これにつきましては、ばなな漁港防波堤船揚げ場復旧工事の変更に係るものでございます。

契約金額につきましては、先ほど説明がありましたように9億5,000万円から3億5,000万円減額いたしまして、約6億円にするものであります。

参考資料の2のほうの36ページをお開き願います。

こちらと同じような形になっておりまして、36ページに一応変更の主な内容等について記載をいたしております。

次のページからが図面になります。範例等につきましては同じでございます。

37ページがばなな漁港のうちの名足地区に係るものでございます。左側の船揚げ場とそれから防波堤護岸について減工になりました。これについては、しておきたかったところでは、本当は私もそう思っております。特に今回ばなな漁港につきましては割とたくさん減工になるというか、手をつけられなかったところがありまして、これについては防潮堤の絡みもあるんですが、それ以外にも船の段取りでありますとか、潜水士の段取りについてなかなか融通がきかなかったというところがあるようでございます。

次の38ページがばなな漁港のうちの中山地区でございます。これについては沖防波堤につい

て変更となっております。

それから、その次のページが39ページ、ばなな漁港のうちの馬場地区になります。ここも船揚げ場について見合わせということになりました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第34号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第34号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第34号工事請負変更契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、平成25年度葦の浜漁港外3港防波堤船揚げ場復旧工事に係る請負契約の変更について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） それでは、議案第34号工事請負変更

契約の締結についての細部説明をいたします。

この契約は、平成25年度の葦の浜、それから稲淵、館浜、寄木の3漁港の防波堤護岸船揚げ場復旧工事であります。

変更の内容、お金につきましては、先ほどの話がありましたように、約8億円から7,000万円ほど減額いたしまして7,200万円にするものであります。

それでは、参考資料の41ページをお開き願います。

こちらに先ほどと同じような形で変更内容等を記載をいたしております。

次のページですが、次のページが稲淵漁港の図面になります。左の上のほうの防波堤のつけ根のところ黄色いところが出ておりますが、ここにちょうど防波堤、防潮堤が出てきますので、その干渉部分を一部省いたということになります。

それから、次の43ページですが、館浜漁港です。こちらについても、右端のほうで黄色い線が入っていますが、この線のところに防潮堤がかかってくるということで、この部分の減工をいたしました。

それからその次ですが、寄木ですがこれについてはほとんどでき上がっております。

その次、葦の浜漁港です。右端のほうの黄色いところはちょうど水門がございまして、こちらのところの水門の工事をするときまた潰さないといけなくなるので、その部分を省いております。左側の西田の船揚げ場については、多分もう要らないというお話もありますので一応減工しております。最後はまた話をきちっと決めてから廃工にしたいと思います。

その次の46ページに仮契約書の写しをつけております。

以上でございます。よろしく願います。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第35号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第35号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第35号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成25年度荒砥漁港外3漁港防波堤船揚げ場等復旧工事に係る請負契約の変更について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） それでは、議案第35号工事請負変更契約の締結についての細部説明をいたします。

この契約は、平成25年度の荒砥漁港、それから細浦漁港、清水漁港、平磯漁港の計4つの漁港の防波堤、船揚げ場等の復旧工事に係るものでございます。契約金額につきましては、9億3,000万円から1億6,000万円減額いたしまして、約7億7,000万円にしようとするものであります。

それでは、参考資料の47ページをお開き願います。

47ページにつきましては、先ほどと同様変更の内容等について記載をいたしております。

次の48ページから図面を添付いたしております。

まず、48ページですが、これは細浦漁港ですが、細浦漁港につきましては、黄色で左のほう全て減工ということになりました。ここの部分につきましては、この上に重ねて防潮堤の工事が入ってくるという形になっております。それで防潮堤等の工事をするに当たりまして、物揚げ場がないということで右側の青いところのハタのところに県の船揚げ場を借りまして仮設の物揚げ場を単独費で今年度は工事をしたと。来年度から以降防潮堤の工事にかかりたいと思っております。

次の49ページでございますが、清水漁港でございます。清水漁港につきましても、この港の護岸のところのすぐ裏側に防潮堤が河川の防潮堤と続いて、河川の、護岸ですね、護岸に続いて防潮堤が入ってまいりますので右上のほうの黄色いところ、それから左のほうの下のほうですが、導流堤があったんですが、大きな河川護岸ができていますのでもう要らないのではないかとということで、減工にいたしております。

次の50ページです。50ページ、これちょっと訂正をお願いします。黄色と青の色が入れ替わっております、左の青いところに船揚げ場なんです、これが黄色でございます。それから、右側の黄色いところが青い色になるというところであります。

それで、この左の今は青いんですが実際は黄色のところの船揚げ場について、資材等の関係で減工といたしました。右側については、防潮堤の絡みもありますし、それから地元のほうでも今のところ不用ではないかというふうなご意見をいただいております。またそれを極めてから決めたいと思います。

それから51ページです。

これにつきましては、平磯の漁港です。平磯の漁港については、ほとんどでき上がっております、ちょっと見にくいんですが、右の細い長い防波堤Bというところの左側のところに栈橋というのがありますが、これについてが残っております。これについても防潮堤が大分後ろへ下がったということもありましてやってほしいということでもありますので、これについても来年度以降整備復旧をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。よろしくをお願いします。

済みません、52ページに仮契約書のコピーつけておりますので、確認願います。以上です。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 変更内容なんです、これまで4件ですか、変更契約の変更内容とちょっと違っているのが潜水土あるいは資機材の調達に困難となって施工を見合わせたという内容のものがあつたんですね。これは何、業者の問題じゃないんですか。この調達できないような業者を選定した町にも大きな責任があるんじゃないですかということですよ。調達してやるという約束で契約したんでしょう。それが資材が調達できなかったとか、潜水土が調達できなかったというのは何のことですか、これ。何でこんな業者頼んだの。それが問題だということなんです。これは入札執行したどなたなの、総務課なの、建設課長なの。この責任は誰がとるの。そんな調達もできない業者を選んだ責任。何で頼んだの、こんな業者さ。一

番困るのは漁民ですよ。町民ですよ。調達できないから仕方ない、できませんでした、そんなことで終わると思いますか。それが議会として黙っていらっしゃると思いますか。議会要りませんよ。どうです。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） おっしゃることまことにそのとおりでありまして、反論の余地はほとんどないのではありませんが、現実の問題として非常にこの時期その資材あるいは人間等について逼迫しておったということもまた事実でございます。これを堂々と理由に書くのか、おまえは、とこういう話だと思いましたが、その辺のところはまたいろいろ考えていきたいと思いますが、現実の話としてそういうことだとしてご理解をいただけたら幸いかと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） これ期間が来てね、できないと。それはそれとして、今後こういった工事、よく何ですよ、検討してくださいよ。本来はこのような何と言うんですかね、汚点といいますか、一つの失点というのかな、残しているんですから。今後入札する際にこういった方々は検討した上でやってくださいよ。また引き続き同じ箇所に同じ業者が入るなんていうことがないように。課長、どうです。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 町のほうで工事成績等届いていませんので、なかなか数字的にどうこうというのはないんですけれども、当然過去の実績を踏まえながら業者のほうは選定させていただきますので、現在、先ほど議員さんからいただいたご意見につきましては今後とも参考にさせていただきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 私、1点だけ伺いたいと思います。1億6,000万円の減額なんですけれども、前の質疑のときに事故繰りできないための不用額ということがありましたけれども、この1億6,000万円の中に変更内容にある工法等による事業費の減額とそれと不用額というのは分けて教えていただけるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） ちょっと、はい、どういうことなのかというと、もともとこの工事いきますともともと9億2,600万何がしという予算があったわけです。現に今もあるんですけれども、これが実際ほんなら何ぼ使うねんと、こういうお話

になりますと、7億6,900万何がししか要らんと、こういうことになるんです。そうしたら、1億5,700万何がしは財布へ残ったままになるということになります。いや、え。これの内訳ですか、細かい内訳ですか。細かい内訳はちょっと数字として持ち合わせてごさいませんので、内容としてはこういう形になるというのはわかっておるんですが。ちょっと、各査定番号ごとぐらいの内訳でありましたらわかるんですけれども、それから先というと、ちょっと内訳書全部ひっくり返さなあきませんので。申しわけないですが、今はちょっと失礼させていただきたいと思います。そうしたら、後で。

○議長（星 喜美男君） じゃあ、後刻出すということで。ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第36号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第36号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第36号工事請負変更契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、平成25年津の宮・折立漁港防波堤護岸船揚げ場復旧工事に係る請負契約の変更について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決

定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） 議案第36号工事請負変更契約の締結についての細部説明をいたします。

この契約につきましては、平成25年度の津の宮と折立漁港の防波堤護岸船揚げ場の復旧工事でございます。

契約金額につきましては、約3億6,000万円から約3,000万円減額いたしまして、3億3,000万円にしようとするものであります。

参考資料の53ページをお開き願います。

そこに今と同様、施設の変更内容等記載をいたしております。

それでは次をめくっていただきまして、54ページでございます。ちょっとこの色塗りが間違っておるんですが、青いところに塗っておるのが今回落とされたところでございます。これにつきましては、この後ろに防潮堤ができてきますので、その防潮堤の工事とバッティングするところを省いた、落とされたという形になっております。

それから次がその次の55ページ、これが津の宮の漁港でございます。これについては、赤いところを施工したというところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

その次のページに仮契約書、つけておりますので、ごらんください。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） この変更6本、もう1本あるんですが、この変更内容について、先ほども出たようではありますが、海上からの工事を陸上に変更したために減額と。同じことやるなら安くなるのはこれに越したことはないんですが、これ最初から陸上からやれるというような見込みといたしますか、計画は立てられなかったのかどうかですね、その辺を。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） その最初のこの査定をしたときの状況がどうだったのかということになるかと思うんですが、査定をしたのが多分23年の後半ぐらいから24年ぐらいだと思うんですが、その時に多分建設課の職員自身がどれだけ現場に行けてどれだけ考えられたかという、実態としては多分ほとんど行けてないんじゃないかなと思っています。それは僕自身は行っていませんでした。わかりませんが、多分ちょ

っと話を聞いていますと、査定の当日に設計書を受け取ったような状況で査定を受けたということで、その辺、そういうところ辺でいろいろそごが多く出てきていると。これについて、またその変更するのにいろんな手続等ございますので、それで時間もかかっているというふうな状況があるというのは事実でございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 当初、いろんな崩壊というかそういう状況までいったんでね、なかなか詳細に手法というようなものを見出せなかったのかなとは思いますがね、いま少し現場をよく詳細に調査をして積算していったらば、もしかしてこんなにここへ来て苦しまなかったのかなというような、何か技術参事一番苦労しているようでありますが、脇にいて建設課長、どうですかね。建設課長、担当してきて。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 査定の状況は今参事が申し上げたとおりでございます。それで、いずれ査定と内容が異なればまた変更の手続をしなければならないということで、考え方とすれば増額の変更を要求するのか、減額の変更を要求するのかと、どちらが簡単かといえはいずれかかるだろうと最大限の予算を確保しておいて、それでもって後で減額するというほうが手続的にはどちらかというところと容易であるということでございます。

本来であれば、査定は査定として、実施設計発注するに当たって、再度現場を見直しをしておりますね、手続をした後に契約をすればよろしいんですが、ただそうしますとまた半年、1年、着工まで延びるということでありましたので、発注に当たってですね、ご指摘のとおりなんですが、査定どおりとりあえず契約をさせていただいたと。それで実際現場に入って省けるものがあればそこは省いてですね、最終的に清算をしたいという手続をとらせていただきました。

議員おっしゃることはまさに本来であればそういうふうにしなから業務を進めるべきだと思っておりますが、ただ先ほど申したとおり非常事態であったということで、その辺はある意味省略をさせていただいたということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） その考え方、全般的にあらわれているんでしょうが、緊急事態、理解しないわけではありません。ただ、緊急事態もおさまってきておりますのでね、今後の工事については、もう少し精度を高めるというようなことも必要なのかなと思います。

終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第37号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第37号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第37号工事請負変更契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、平成25年度滝浜漁港外3港防波堤護岸船揚げ場復旧工事に係る請負契約の変更について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） それでは、議案第37号工事に係る請負契約の締結についての細部説明をいたします。

この契約は、平成25年度滝浜、それから藤浜、長清水、寺浜の4つの漁港に係る漁港の防波堤護岸船揚げ場の復旧の工事であります。

契約金額につきましては、3億5,000万円から約6,000万円減額いたしまして、2億9,000万円ほどにする変更でございます。

参考資料の57ページをお開き願います。

先ほどと同様の形で主な変更内容等について記載をいたしております。

次に58ページですが、滝浜漁港については、もともとから防潮堤等の絡みがありましたりしたことから、赤いところだけの工事でありましたので、これについては完成をいたしております。

それから次の59ページですが、藤浜漁港についても完成をいたしております。長清水漁港についても、おおむね完成ということであります。寺浜についておおむね完成をいたしております。

以上でございます。

62ページに変更契約の仮契約書のコピーをつけておりますので、確認を願います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

5 番村岡賢一君。

○5 番（村岡賢一君） 各浜にこういうふうによばらしい堤防ができました。これまでいろいろ漁民の方々といろんな話の中で、やはりつくってはいいただいたんだけど、使い勝手の悪いところがあるんだと（「マイクに向かって」の声あり）という話も、話がありましてですね、例えば浜の、さき浜の人たちには船が小型化でなかなか潮が引くと、以前にもいろいろな話の中ででましたけれども、船から岸壁に上がるのが難しいと。なおさら年をとって弱ってきておりますので、海に転落する危険がある、みんないろんな船から上がるときが心配だという声が随分聞かれております。それについて、例えばそういうはしご的なものが堤防等についておるのかどうかということと、それからですね、船を係留する場合、いろんなつけ方がありますけれども、やはりダビットとかステンレスの環とかありますけれども、係留するそういうものがほしいところについていないと、漁民が望むところについていないというような苦情といいますか、相談等も聞かれるようであります。

なので、例えばですね、新しい堤防もできてはおりますけれども、今実際についているダビットとかそういう環のほかに、たとえば浜のほうでここにもどうしてもつけてほしいんだという要望があった場合、後づけでそういう、ダビットとまでは言いませんけれども、ステンレスの環とかそういうものが施工してもらえるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） 今回の工事が災害復旧工事というこ

とで、我々も現地行ったらよく責められるんですが、ここにもほしい、あそこにもほしい。いわゆる原形復旧ということも金科玉条のように守っておりますので、あるいは守らせておりますので、その部分についてはなかったところにはつけられないというのが宿命でございます。いろんなところでお話を聞いてできるだけ追いかけて単独費を使ったりしてつけるようにはいたしておりますが、なかなか追いつかないと。輪っかだけでも結構するものがございます。またそういう声がありましたらこちらのほうへお知らせいただきましたらまた折を見てお金のある時期につけていきたいというふうには思っております。

それから、護岸の裏側へ皆が高くなって怖くてしゃあないがなと、こういうお話もよく聞きまして、あちこちでタラップというんですか、はしごみたいなやつですね、あれをつけてくれという声もよく聞きます。何ぼか港でありますとか、港、田浦、石浜、それから稲淵、館浜、寄木、それから葦の浜等には既に設置をしていると思います。その他のところでも、聞いているところでは順次つけていくようなことを考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 村岡賢一君。

○5番（村岡賢一君） 制度上、大変難しいというお話、これは承知してございますが、私たち漁民というのはずっとこれから何年、何十年とその場で生活をしていくわけでございますので、不便のままいつまでもそういう状態の中で暮らすというのは本当に不便を感じながら生きるというのは大変なことでございますし、万が一船が壊れたり事故があったり、人が落ちて事故があったりした場合にはですね、ああやっぱりなという、そういうふうになってしまいますので、制度上難しいというのは大変わかりますが、簡易的な、簡易的といっても余りお粗末なものでも、ある程度しっかりしたものでなければいけませんけれども、いずれ何かの予算を見つけて、方法を見つけて整備をしていってほしいなと、これは全町的なものではございますけれども、まずもって順位をつけて、本当にここは大変だなと思うところがあれば、これはつけてあげるべきだと思いますが、ひとつよろしく、そういう方向でお願いしたいと思っております。

終わります。

○議長（星 喜美男君） 11番菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 1点だけ。この減額のあれでもって、滝浜漁港だけ天端高の変更によるとあります。多分これ予算のときでも断面図とかあったかと思うんですけれども、どれぐらい先とか、どういう理由でそういう天端高を下げたのか、その1点だけ、お願いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） 寺浜漁港ですが、船揚げ場の先端部を再利用したと、そのまま置いた。こうなっているやつがこう下がったんで、こう上げるというのが普通なんですけれども、こう下がったやつをこう上げてしまうと、今度隆起が起こったときに船が今度上がらへんようになるということなんで、素直に下がったんやったら潰れてないんで、ここはそのままにしてこうやった、あるいはこのままこう後ろへ伸ばしたというような形で復旧をしているところが何か所かあります。そういう形でやったんで、その物をぐちゃぐちゃと全部潰してやり直すよりも安くついているということでございます。

○議長（星 喜美男君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時09分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第38号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第38号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第38号財産の取得についてをご説明申し上げます。

本案は、復興交付金事業の活用による農業機械の取得について、南三陸町議会の議決に付す

べき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） それでは、議案第38号財産の取得について、細部を説明させていただきます。

議案関係参考資料2冊のうちの2の63ページをごらんください。

本案は、議案第30号と同様でございます。圃場整備を進めております廻館地区関係でございます。営農再開に向けて関連するトラクター等農業用機械を購入するものでございます。

業務名につきましては、平成27年度被災地域農業復興総合支援事業施設用農業機械導入業務でございます。

業務の内容でございますけれども、トラクター、管理機、予冷库等となっております。

3から7につきましては、記載のとおりでございます。

契約金額は税込みで621万9,180円でございます。

本案は、予定価格が776万9,000円でございますので、議案提出しているところでございます。

契約の相手方は、南三陸農業協同組合でございます。

9から10は記載のとおりでございます。

納品期限につきましては、平成28年3月25日までとなっております。

なお、本案につきましても、さきに補正予算でご決定いただいておりますように、繰り越しとするものでございまして、圃場整備の進捗に合わせまして機械のほうも導入するというところで、年度内の納品完了が困難であること、それから圃場の引き渡し後に営農再開に向けて速やかに機械整備が進められるように繰り越すものでございます。

議案書の57ページに導入機械及び数量の明細を、議案関係参考資料の64ページには位置図をつけさせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第40号 普通財産の貸付けについて

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第40号普通財産の貸付けについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第40号普通財産の貸付けについて、ご説明申し上げます。

本案は、一般国道45号汐見地区道路改良工事に伴う町有地の使用貸借について、国より協議があり、町として当該町有地を工事用地として無償で貸し付けしたいため、地方自治法第237条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） それでは、議案第40号の細部説明をさせていただきます。

今回ご審議いただく案件は普通財産の貸し付けでございます。

財産の種別としては土地。貸し付けを予定しています土地の所在地目等につきましては、次のページの60ページの別紙にて記載しておりますとおり、志津川字汐見町23番の土地でございます。旧ささはら診療所の跡地でございます。

地目は宅地、公簿地目宅地でございます。

地籍658.14平米のうち、今回貸し付け予定地の面積は、645.96平米、約195坪を予定しております。

貸し付けの相手としては国、貸し付け期間につきましては、本年3月21日より平成29年3月31日までの期間を設定しております。詳細な位置関係につきましては、参考資料の66ページから67ページで表示しております。

また、契約書案につきましては、参考資料の68ページに添付しておりますので、ご参照願います。

以上、説明を終わります。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第41号 南三陸町過疎地域自立促進計画の策定について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第41号南三陸町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第41号南三陸町過疎地域自立促進計画の策定についてをご説明申し上げます。

本案は、平成28年度から5年間を計画年次とする南三陸町過疎地域自立促進計画の策定について、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 細部説明をいたします。

配布しております別冊過疎計画の資料をごらんください。

本計画につきましてですが、これは平成26年度に南三陸町が過疎に指定をされたというところから、一昨年の9月議会において自立促進計画を策定をしたところでございます。この間、健康づくり、ごみ処理、教育施設整備などに過疎債を充当し、事業の実施を図ってまいりました。今回は新たに平成28年度から32年度までの5カ年間で策定するものですが、今回は全国一律一斉改正ということに伴いまして、当町もそれに合わせて策定をするものがございます。

計画書の内容についてですが、全体の構成は大きく変わりません。主な部分について、説明をいたします。まず、7ページの人口の今後の見通しについて表現を変えてございます。地方創生人口ビジョンができましたことから、この計画においてもこのビジョンとの整合性をとったものがございます。

次に、10ページ、産業振興ですが、ここでは新たにFSC、ASCなどの認証制度の活用や、地域ブランドについて記述をしております。これは町の第2次総合計画のリーディングプロジェクトにもうたっておりますことから、それとの整合性を保ちました。

次に、14ページをごらんください。

ここでは、施設の整備について、新しく病院ができたことや災害公営住宅、防集の整備戸数について数値を変更してございます。

15ページでございます。

自立促進の基本的な方針でございますけれども、これまでの計画は復興を優先した取り組みをせざるを得ないという考え方でございましたが、今回は町の総合計画ができたため、その計画の柱であるアからエの4つのテーマを受け継いでいるものであります。

18ページ以降についてですが、1の産業振興から最終35ページまでの8集落整備、この間につきましては、行政の各施策項目の現状、問題点、その対策について、項目ごとに記述をしております。項目ごとの詳細は割愛させていただきますので、ご参考に願いたいと思います。

最後に、事業計画と予算の調書でございます。

37ページ以降になりますので、ごらんください。

様式2の1ですが、これは5年間の全体計画でございます。概要のみを説明をいたします。

観光体験交流でございますが、いわゆるインバウンドを中心とした内容で、1億3,200万円ほどを予定しております。

以下、事業の概要のみを申し上げます。事業費は記載のとおりなので、ご参考に願います。

感謝絆プロジェクトでございますけれども、これは14万人応援ボランティアという部分を南

三陸応縁団事業に変更して今やっておりますが、それらに関連する事業を予定しております。

次に、道路関係が3本、ございます。これはハードでございますが、通常の道路の維持管理、それから入谷横断1号線、それから町内の町道等にかかる橋の耐震診断、これに使ってまいりたいということでございます。

その下、健康づくりと子育て支援関係は、各種予防接種あるいは住民健診などがございます。

ページをめくっていただきまして、最後に特別支援教育推進とありますが、これは障害児に対する教員の補助ということで考えてございます。

以下様式3の1につきましては、このうち平成28年度に事業を実施する分ということで記載をさせていただきます。

以上、事業費の総額は17億4,800万円を予定してございます。

なお、この全体様式2の1の表には書いてございませんが、過疎債を充てる総額ですが、現時点で9億2,200万円を見込んでおります。総額17億4,800万円、うち過疎債を9億2,200万円充てる予定としてございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

1 番後藤伸太郎君。

○1 番（後藤伸太郎君） 一般質問に引き続きということになるのかなと思うんですけども、5カ年の過疎地域自立促進計画が示されています。その大枠ですね、言いたいことを先に言ってしまいますけれども、過疎債を使う事業であるとか、この計画に出てくる事業が既存のとか、普段やらなければいけない事業のサポート的な要素というか、やりたいけれどもなかなか財源の問題でやれずにいるようなところに補助を出しましょうと、補助していきましょと、それが結果この町の活力を創出していくことにつながっていくんだというような趣旨なのかなというふうに捉えられるんですね。まずそういう認識でいいのかどうかということをお伺いしたい。

私は、それよりももっと直接的な過疎の解消、もしくは人口をふやしていく、人口減少を緩やかにしていくということを目指すわけですから、直接的に住まいであるとか、雇用であるとか、もしくは若い世代への支援であるとかいうふうに目に見える使い方のほうがせつかく9億充てるのであればですね、そういう割合にして今まで行われてきた政策の延長線上で政策を考えるのではなくて、この財源があるのだからこれを使って新しい取り組みを始めてい

きましょうというほうがわかりやすいのかなというふうに思うんですけども、その辺、どのようにお考えなのか。町長なのか、政策担当の方なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 大枠で言えば、後藤議員のおっしゃるように今までなかなかやりたくてもやれない、そういった事業がたくさんあって、なおかつ補助事業もない、あるいは融資もきかないというような部分で、新たに町が借金とはいえ、効率のよい過疎債を使うことができる環境になったということで、これは財源対策として1つ確保できた。問題は、この財源をどのように使うかというところが後藤議員のご提案の1つかなと思います。

それで今回、先ほど申し上げましたように、ソフト事業で6つ、7つぐらい、それからハードとしては道路を中心にさせていただいたというところですが、もちろん人口対策も含めた新しい地方創生時代に、マッチングするような過疎債の使い方ということも内部で検討はいたしました。現在総合戦略も含めて、地方創生に当て込める交付金というものがはっきり見えていないということもございまして、移住・定住、あるいは子育てにこの過疎を優先的に使っていくということになりますと、今後の総合戦略の交付金の財源配分という部分でもちょっと複雑になるのではないかとということで、今回はとにかく町の総計にある基本的な部分に過疎を充てるというふうに固めたこととさせていただきます。もちろん人口対策については過疎だけではなくて、ほかの制度も絡めまして併用してやっていくということとさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） はい。一般質問でも聞きましたので、そういったお考えなんだろうなというふうには思います。

ただ、2つ申し上げておきたいんですけども、議論の結果ですね、庁内で検討の結果、もしくは町長の判断でそういうふうな方向性に行くんだということであれば、自信を持ってそのように言っていただきたいんですけども、一方でもっと自由な意見というかですね、そういった新しい取り組みをしようという意見を言いやすいような空気があるのか、庁舎内に。または、そういった意見を言う方を育てたりとか、意見を聞いたりというような場面、場所というものがしっかり確保できているのかということをお伺いしたい。

それと、やっぱり押しなべてやらなければいけないんだけど、財源がないところにほかの補助が当て込めない場所に、有利な借金なのでそれを使うんだということ、一つの考え方だと思うんですけども、それで過疎が解消されるんですかという質問に対して十分な答えを用意できないのではないかなと思うんですね。過疎債を使った事業をやって交流人口がふ

えましたと。もしくは何でしょうね、この出ていることだと、道路や橋を直しましたと。それでこの町の人口がふえたんですかといったときに、何とも答えようがないと思うんですね。そういったもので果たしていいのかということ。繰り返しになりますけれども、いいというのならば、今回過疎の財源を当て込まずに町の総合計画にのっかって単費である事業とかほかの補助金を使ってやる事業のほうで十分に結果が出せる見込みがありますということがあって初めて、じゃあ過疎債はそれ以外のことに使おうということになるのかなと思うんですよ。その説明、要は地方創生、官民連携のほうでやっていらっしゃるのかなと思うんですけれども、人口減少、それに対する総合戦略、これは十分に勝算があると、そちらのほうでは。なので、過疎債はこっちにそんなに引っ張ってこなくてもいいんですよということが言えるのかどうかですね、2点目としてお伺いしたい。

過疎債の内訳だけ見ますと、資料によって、拾った数字なので間違っていたらご指摘いただきたいんですけども、交流事業に3,200万円ですね、道路事業に、これは過疎債ではないみたいですけども、大体8,400万円、28年度に限ってですね、健康増進に3,300万円、子育てに500万円、教育に1,600万円です。一般質問で申し上げましたけれども、若い世代にもっと使ったほうがいいんじゃないですかという質問をしたときに、単費で8.8億円とか使っていますよと、今後審議される当初予算の話ですけども、一定程度は使っているんだという自信というかですね、裏づけがある発言があったと思うんですけども、割合で見れば、やっぱり子育て・教育に対しては2,000、2,100万円ぐらいの充てていて、残りの1億5,000万円ぐらいはそれ以外の部分なわけですよ。実際、予算の過疎債の配分がそういう割合になっているのに、これは人口減少に対応するための施策なんだと言い切れるのかどうか、その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 今回の過疎債を充てる事業内容の吸い上げにつきましては、庁舎内各課、各係の意見を吸い上げ、ヒアリングをしてやったものでございます。手続としましては、庁議の幹事会で一通り議論をし、最終的には庁議で機関決定をしたということでございます。各課の意見を吸い上げられないような、聞き入れられないような、そういう雰囲気はないものと思っております。

それから過疎の財源の使い方につきましてなんですが、一般質問のときにも関連したお答えをしたと思いますが、過疎債を充ててすべからくのものということよりも、まず過疎の脱却とまではいかないと思うんですけども、過疎対策として有益と思われるようなものにまず

過疎を使って、それで、過疎を使えばその分一般財源が浮きますので、浮いた財源をほかの事業として過疎に有効と思われるものにあわせて使っていこうというような考え方で今回は整理をしたところでございます。

それから、地方創生に対しての勝算というような表現でございましたが、国の交付金の制度の中身がよく見えない中でこれからどうトライをしていくかというのは28年度にかかってくるのだと思いますけれども、まずは今回わかりやすく観光関係、それから健康関係、教育、この3本のソフト、それから道路のハードと、このようにフォーカスを絞ってしっかりと効果を出していきたいというふうに思っておりますので、これで完全に完璧にやり切れるというようなことではなくて、そうなるように一緒に頑張るといったような考え方でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 一般質問のときからそうですけれども、押し問答になりかねないので、私はそうじゃないほうがいいんじゃないですかということをお願いさせていただき以外ないのかなと思うんですけれども。例えば今のお話で言えばですね、その過疎債を使うことによって一般財源のほうを多少なりとも浮かすことができるのか、そこで余裕を持って経営することによって町の財政を見直すことにもつながっていくのかなと思うんですけれども、そういう余裕というか、時期的な危機感、緊張感というのが少し足りないのかなと思うんですね。借金してまでやるのであれば、もっとチャレンジしたほうがいいと端的に思うんですよ。浮いた一般財源で何をするのかという話になってしまうわけですよ。補助金を当て込む当てがないので、今後の先の状況をどのように変化していっても対応できるように余裕を持たせていくんだということのようなんですけれども、うちの当町の財政、必ずしもすごく潤沢に資金があるというわけではないと思いますけれども、一方で毎回予算決算のときにですね、財政健全化のいろいろな指標が資質がありますけれども、全部健全だと、問題ないですよとずっと言っているわけじゃないですか。ということであれば、今無理をしないでいつ無理をするんだと。人口が実際に減ってきて、1万人切って8,000人になって、やっぱりやばかったねと、まずいねと。今から対応しましょう、ではやっぱり遅いと思うんですよ。そういう遅いと思うんですよという危機感は、一方で総合戦略推進会議とかで共有されているのに、ここの金額にはね返ってこないというのは、どこで平らにされてしまうんだろうというのは、疑問が残ります。

今のお話ですと、なので1点目の質問をしたのですけれども、庁舎の中でいろいろな各課からヒアリングをして吸い上げた意見を、全体の会議があるんでしょうかね、の中で決定して

いくんだということのようですので、そういう場所でとがった意見といたしますか、うちの課にぜひもっと予算をくれというようなことを言える空気があるのかどうかと。私その場にいませんからわかりませんが、そういう空気が、そういう雰囲気はもうちょっと努力して調整していかないと、そういうふうにしていこうと、して取り組んでいかないとそういうふうにはならないと思いますので、もう少し、もう一步踏み込んで取り組んでいただきたいなと思います。

最後、割合ということですね。過疎債、全体で9億使うんだけれども、子育てであるとか、教育に関しては割合としては大分小さいのかなと思います。予算があれば何でもできるというわけでもないですけれども、予算がつきさえすればいいということではないと思いますけれども、もっとその割合をふやしていく必要があるんじゃないかと、なので、計画は5カ年ですけれども、途中途中で増額、減額という調整はしていくべきではないかと思いますが、そこはいかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 震災から6年目というところでおかげさまで基盤整備も峠を越えてまいりました。今度は被災者をお迎えする年ということで、新しい28年度は極めて大事な年であるというふうに認識をしてございます。何もこの過疎だけでなく、あらゆる制度あるいは財源を使ってそういったソフト事業に力を入れていくという方向でございます。これまで予算書の中で8億何がしぐらいが子育て関連に使われているというようなことをあれするわけではないんですが、その中には保育料の減額による減収分等々あるいは人権費ももちろん含まれておりますので、すべからく若い人たちに予算を重点的にという考え方にはならないかもしれませんが、大体15%ぐらい子育て関連に使っているというようなことでお話しさせていただいたというものであります。全体の9億に対して子育ての割合が小さいというようなことですが、これは繰り返しになりますが、他の制度や予算でそこはがちりとカバーをしてまいりたいと思っております。

それから、昨年移住定住住宅5戸ようやくやりましたけれども、28年度も第2弾ということで予定しております。それらも新しい若者対策という部分で、過疎以外の財源を無理して多分用意をしなければならないのですが、そういった部分も町としての考え方ということをご理解をいただきたいと思います。

それから、これから5年間、全く何の修正変更もなくこれでいくのかということになりますと、当然5年のうちに状況が変わりますので、時点時点での修正はあるものと思います。そ

の際にはまた議決になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

この中身見ますと、すごく交流人口、そしてまたインバウンド、全てこうかかっているのかなというような思いがしていますけれども、まずもってこの中で25ページ、この過疎地域自立促進計画の中の25ページ、26ページにかけてですね。公共交通網の再構築などもありますけれども、それから公共交通確保対策、それらについて、町の内外を結ぶインフラとしては欠かせない鉄道については復旧が不透明な状況が続いており、であり、またこの一番上にもBRTの代替輸送手段を活用するというようなことが載っております。なるほど、今復旧が不透明な中だからいいんですけれども、公共交通の軸となるBRTと載っております。その中でさらには26ページにいきますと、地域間交流の推進、農業や漁業、その辺は置いておいてですね、また震災により被災した自然環境センターの再整備ということで、農業体験、週末体験、漁業体験、農林旅館民宿防災教育等グリーンツーリズム、ブルーツーリズム、エコツーリズム、復興ツーリズム等のプログラムオンリーワンのおもてなしにより世界中の多くの人と交流をするまちづくりを推進しますって、この「す」が余計ですけれども、しますとありますけれども、全てこういうものはインバウンドになっていくのかなって思いがするんですけれども、きのうの新聞にもインバウンドで講師として大阪大学から来て講師をした先生のことが載っていました。気仙沼地域で、気仙沼で講演したんですけれども、この地域はやはり鉄道がないと今後活性化していかないだろうという結果が載っていましたけれども、またかって思われますけれども、やはりこういうことをして人口流出に歯止めをかけていくというのは鉄道と深くかかわりがあると思うんです。そういうことからしてもこの議会の場でも鉄道については議論していないんですけれども、私の一般質問だけで発していますけれども、この辺をこの過疎債を使ってやっていくのに、推進していくのに、鉄道、鉄道とかかわりなくして今後も進めていくのかどうか。それらとこれらの事業の絡みをどのように進めていくか、お聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まずもって、計画書の作り方のルールと申しますか、前提なんです、これは県と事前に指導をいただきながら大体標準的なフォーマットと申しますか、書き方様式というのは決まっております。それで、当町につきましては、何回も言いますように復興計画をこれまでは優先せざるを得ませんでした、新しい町の総合計画ができたの

で、総合計画に載っているものを全てこの自立促進過疎計画の中に入れてほうがいいのではないのでしょうかというような町と県とのいろいろな協議がございました。この計画書の中にほとんどの行政施策のものを入れておかないと具体的な事業名ではなくて物の考え方として入れておかないと、5年間の途中のときに急遽予定が変わって何かBRT絡みをやりたいとか、鉄路絡みをやりたいとなったときに、こういう文言が入っていないと過疎の財源を使えないということになりますので、大きい風呂敷の中にたくさんものを入れておいて、いつでも過疎に充当できるようにつくっていくというのが、どこの市町村でも同じようなつくり方になっているんです。それで、この中からこの5年間で町として重点的に何と何を行うんですかというのが、この様式2の1の中に具体的な事業名として書いておかないと、後々1年、2年後にこの過疎を打ってやった事業の効果とか事業の検証をするときにわかりにくいんじゃないですかというようなこともあって、そういうつくり方しております。ですから、将来何か鉄道絡み、そういったことで町としてお金が必要なときに使えなくなるではないですかということではないです。あくまで町の総合計画に載っているものをほとんど網羅して載せているというようなつくり方になっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうすると、全て県と協議してこれだけのものをつくったと。逆に言えば、だから町としての目ぼしいというか、これでやろうという大きなものが出てこないのかなって。要は載せてこの中から合うものやっいてこうと、そういう目玉となるものが見えてこないという言い方をしたくなるんですけれども、やっぱり無難な線でいってっていうような捉え方になってしまいますけれども。あくまでも今後も鉄道ということには見えてこない部分がありますけれども、これは過疎債のことですから、今後5年間の計画ですからだけれども、みんなにかかわってくるような問題なんですけれども。

それからですね、質問については、ここにもこの中に前者も申しましたけれども、若い人たち、今震災でそうなんですけれども、夢があるというか、夢ばかりでないんですけれども、現実にも行き交う、今はここの町だけで暮らしていますけれども、住んでいる人は、若い人たちはやっぱり買い物とか週1回でもいいですので、若い人ならず誰でもどこか気分転換に行ってみたいと、そういう気持ちになるわけです。そうした場合、町に1日気晴らしにいくとか、そういうこの町でできない、ないものをそういうものを求めている人たちも多くなります。そうした場合、これを言うとまた鉄路についていくんですけれども、交通網で行くというような、遊びに行くというようなことが出て、つながっていくんですけれども、ここにい

ながらそういう問題が解決していけるというような、そういう過疎債の使い方。そういう計画というようなもの。結局子供たちが、ここに載っているのは全体を網羅しているので具体には見えない部分があるので、子供たち含めた若者、そして要するに遊びの場、都会さ行かない分ここでこの町でそのストレスを発散していける、そういう遊びの場などはこの計画の中にどこかに入っているのか、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 何て言ったらいいんでしょうか。まず、目ぼしい大きい事業につきましては、復興交付金でたくさんなぐらいやっています。きのうも夜遅くまで関係課長が集まりまして、今までは今までとしてもこれからはとにかく自分の家を守らなきゃいけない、行政が倒れちゃいけないということで、さまざまな公共施設の建設を含めて立ちどまって見直すというところちょっと大げさなんですけれども、振り返ってこの後のこともしっかり考えようじゃないかと、2時間も3時間もゆうべやりました。ですから、この過疎事業でそういった全てのものという部分にはいかないということは、まず前提としてお話をさせていただきますし、それから借りるお金にも限度額があるんですよ。ソフト事業ですと、標準的には3,500万円というのがまず基本料金になっていまして、それよりももうちょっと多く金を借りてやりたい場合には複雑な計算式があるんですけれども、南三陸町の場合は8,300万円だと思いました。それ以上はソフト事業にお金を借りられないんですよ。そういう縛りもあって、なかなか桁数を大盤振る舞いできないという事情もあるんですよ。そして何より若い人向け、あるいは子育て向けに過疎債を打っても何でも行政サービスとして打ち上げた以上、やっぱり継続性というのが必要なので、5年なら5年、一定期間財源がしっかり確保できると、安心して使えるというものを子育てにまず充てようじゃないかという考え方がありました。

それから、この志津川あるいは歌津も含めて都会的な気分を若い人たち向けにというような部分につきましてはですけども、この計画の中のどこにあるのかというふうなことなんです、特にそういう個別の表現をしているものではなくて、過疎あるいは総合戦略、復興事業、全ての事業をやることによって、結果としてそういう環境が若い人たちが住んでよかったと思えるような環境になれば、それが一番ではないかなと思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

1番議員さんと同じような話になるかと思いますが、過疎債ということで、つまりお金を借りて過疎を脱却するための政策をとることだと思いますので、この事業の中に普段

やりたいけれどもできないものを充てたというような感じのがありますけれども、これはやっぱり恒久財源として確保すべきであって、過疎債は言ってみればそのカンフル剤みたいな、ちょっと強めの薬というか、対策が必要なのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 一時的に言えば小野寺議員おっしゃるとおりだと思います。恒久財源でやるべきものについてなんですけれども、今年度までごみ処理関連費用を過疎で充てていましたけれども、もともと過疎ではやっていない環境政策予算ですけれども、28年度の新しい事業の中からやはりあえて環境費を除いたというのは、これは過疎であってもなくても町の一般財源で毎日町民の生活に密接なサービスになるわけですから、これは町の単独財源でも恒久的にやる施策なんだというふうに考え方を変えたというわけではないんですけれども、本来そうあるべきなんだろうということから、過疎から外した経緯もございますので、恒久財源としてしっかりやるものはやるもの、それから過疎を充てて5年間で短期集中的にそこにやるものというふうに今回は分けたというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） そういう意味で考えますと、この予算にあります例えばですね、特別支援教育推進の教育の確保とか、道路関係もそうですし、それから健康づくり、子育て支援、これなんかも本来は恒久財源として恒久的な政策としてやるべきものではないかと。過疎債がなくなったとき、じゃあどうしようという話にならないようにしなくちゃいけないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 特別支援と子育て、健康につきましては、おっしゃるとおり、恒久財源、町の通常のお金を使ってでもということなんですけれども、ここは他の予算との関係、これは財政上のテクニックということもございますので、どの財源をどう使うかというのもございますので、そこはあえて今回特別支援学級関係と子育て関係を過疎に入れたというところが1つ。それから道路につきましてはこれは時間もお金も非常にかかる、今回も10億ぐらい入っていると思うんですが、そういう大きい仕事につきまして過疎を重点的に使おうというふうに決めたところでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。ないようでありますので……。6番今野雄紀君。もっと早く手を挙げて。

○6番（今野雄紀君） 済みません、もっと早く手を挙げます。

私も何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、この過疎対策なんですけど、基本的な考えとして、これ以上減らさないのか、これからふやしていくのかという。このままだとどんどん減っていくという自然のあれなんですけど、そこの考えをまず第1点、伺いたいと思います。

また第2点目なんですけれども、今回このような事業の中で、観光インバウンド初め、そしてあと応縁団等の交流人口拡大に対する予算が結構ついていますけれども、それは目標というか目的としてはその中から定住化する若い人をふやしていきたいという、そういう狙いなのかどうか。目標を立てるときに、総合計画もそうなんですけれども、まち・ひと・しごとということで、やはり魅力ある町づくりの必要性というんですか、できれば特色を持って食べ物おいしいとか、景色がいい、あと文化・芸術方面に何かこう楽しめるというか、そういったものをつくっていき、インバウンドとか応縁団のような一過性ではないんですけれども、こういった来よりも観光だったらより滞在型にすることが大切じゃないかと思うんですけれども、そういった形の魅力ある街づくりの必要性のようなのはどのように考えているのか、伺いたいと思います。

あともう1件なんですけれども、各種こういった計画が町から出てくるわけなんですけれども、そのルールというか、先ほど今回のこの自立促進ですと県の指導である程度のフォーマットがあって、そしてまたあと総合計画から物の考え方を抜粋してある程度網羅したということなんですけれども、私お聞きしたいのは先ほど課長答弁でもあったようにゆうべも遅くまでこうやったとあって、そういう話を聞いたものですから、この計画の立て方としてはどのような形でこれがフォーマットから組み上がったのか、伺いたいと思います。例えばなんですけれども、先ほど言った庁舎内での会議、もしくはプロジェクトチームのようなものが組まれたのか、もしくはあと企画課だけで、だけでというわけじゃないんですけれども、メインになってあれしたのか、もしくは今回はどうかわからないんですけれどもコンサルの助けをもらって作成したのか、そういったところの計画の立て方がどのような形だったのか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 過疎から脱却という要は人口の観点だと思うんですけれども、私もこの過疎というものを少し資料を調べたんですが、残念ながら過疎に指定されてそこから脱却したところはないそうです。これが現実。ただ、理想を言えば、今総合戦略を立てて夢も

見ようとしているさなかに、どこも脱却したところがないという現状に甘えているというのはこれはもう全く仕事のモチベーションとしていかなものかと思imasので、ふえるということはまずないと思うので、減少するにしてもできるだけその減少幅を食いとめるという最低限の目標は立てていかなければならないと思っております。

それから、交流人口の部分について、震災前の最大で110万人ぐらいが当町を訪れていたと思っております。そういう、そこまで回復するようにするのが理想でありますし、またこの110万人のうちから何人でもあわよくばこの町に定住と、この町の魅力を感じて移住を考えてみようかなと、そういうふうに思っただけのようにさまざまな仕掛けをやっていくということは大切なんだろうと思imas。

それから、この計画を立てるまでの手順というところなんですけれども、先ほどもお答えしたとおり担当課のほうでひな形をつくりましてそこに過疎として充てられそうな、あるいは過疎を使ってやってみたいという事業メニューを各課から寄せていただいて、それを1個1個ヒアリングをして過疎以外の財源を使ったほうがいいのか、あるいは有効だとか、そういうものを仕分けをしながら最終的に事務局の企画課のほうでまとめさせていただいたということで、外部のコンサルに頼んだということではございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、課長答弁ありましたけれども、過疎から立ち直ったところはないという衝撃的な答弁を聞いたんですけれども、これ以上減少を食いとめるということの気持ちはわかりました。

そこで第2点目なんですけれども、定住化する人をふやすというあれなんですけど、110万人の中からあわよくばという答弁あったんですけれども、定住をふやすということは、よく北陸のほうの福井、島根のほうで成功している例があるんですけれども、やはり数、何百万人の中から定住するのを狙ってふやしていくのもいいんでしょうけれども、やはり北陸等の例をとりますと、その地域に住む人たちがより魅力的というか、地域もそうなんですけれども、そういったところに定住していくという成功例が結構あるみたいなんで、うちのほうの町でもやはりその仕掛けは大切なんですけれども、受け皿としての先ほども言ったような町として魅力ある町をどのようにアピールしていくかということが私大切だと思うんですが、ここであえて文化芸術で例の滑り台は出しませんけれども、そのような考えもどこかに必要じゃないかと思うんですが、そのところの考えをもう一度伺いたいと思imas。

あと、計画の立て方ということで確認させていただきましたけれども、担当課その他こうい

ったひな形に準じてやるということでもわかりました。そこで、特色あるというか、もしこういったカンフル剤みたいな形で使うお金でしたら、よそではいろいろな形でやっているようです。例えば医療関係だと、地域医療で医師の確保に使ったり、あと生活交通ですとコミュニティバスとかデマンドタクシーなんかにもお金を使っているところもあるようです。そこで、あとほかには集落の維持活性化などとしては、集落の支援員とか、あと移住交流、あと町でも事業、昨年あたりからしている空き家というか、のバンク、そういった対策もしているようです。産業的に見ると、農業の担い手とか人づくりの対策、あと6次産業化にもお金を使っているところがあるようです。あとは従来の企業誘致、雇用対策というものもあるんですけれども、そこで例としてなんですけれども、いろんところで、古い例なんですけど、これをやっているところでジオパークとか子ども100人プロジェクト等もあるんですけど、そういった事例の中に町産材を活用するという、そういう事例もありました。そこで私1つ提案ではないんですけど伺いたいんですけれども、現在でも町では町産材を使ったところに補助をしているということなんですけれども、私はこういった過疎債を使って半額補助まではいかないにしても、それなりのできる限りの財源をこういった町産材のあれに充当して、当初というか今のうちはよその自治体に移住する人たちを少しでも食い止めて過疎化に歯止めではないんですけれども、何ですか、こう対策をとっていったほうがいいと思うというか、考えられるんですけれども、そういった考えはなかったのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） いろいろ今、ご提案めいたたくさん頂戴いたしましたけど、一つ一つ全て過疎対策に有益だと、決してその全てがということではないんですけど、我々も同じような考え方で臨んでおります。実は、ここ二、三回移住者と直接お話をする機会をいただきまして、やはり定住するには、移住するにはそういった方々のこの町に何を求めているのかと、移住・定住の条件とか環境整備というのは町としてちゃんとしないとウエルカムということにはならない。そのためには、やっぱり定住者の声を聞いてみますと、ああなるほどなど改めて気づかされるところがたくさんございましたので、今ここで今野議員との質疑の中で事細かくはちょっと申し上げられないのですが、そういった部分もしっかりとこれからの移住対策の中に入れることが大事なんだなということを改めて感じました。何といたしますか、やっぱり皆さんの声は南三陸のこの風土というものが全て魅力として感じて、それで十分なんだというふうなことでしたので、そこを生かしながらしっかりやっていきたいと。そういうことからすればその町産材を使った新しい補助メニューみたいなものもひとつ検討する価値

はあるのかなというふうには思っていますが、今すぐということではないですけども、これからいろいろ考えていきたいと、こう思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにないですか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第42号 町道路線の認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議案第42号町道路線の認定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第42号町道路線の認定についてをご説明申し上げます。

本案は、防災集団移転促進事業の戸倉団地外3団地の造成工事の実施に伴う団地内道路の町道認定について、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、ご説明申し上げます。

今回の道路認定につきましては、町長説明のとおり現在工事をしております戸倉、清水、中学校上、柘沢団地が間もなく引き渡しを受けるということで、造成されました道路について町道と認定をし、適切な管理を行うということを目的に提案したものでございます。

それぞれ各団地の詳細につきましては、次ページ以降に記載をされておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

戸倉団地につきましては13路線、2,933.7メートルでございます。清水団地につきましては3路線、1,457.8メートル、中学校上団地につきましては6路線、1,809メートル、柘沢団地につきましては4路線、1,959.4メートルでございます。合わせますと26路線8,159.9メートルを認定するということになります。

議案関係参考資料の69ページから72ページまで図面を載せておりますので位置等について確認をお願いを申し上げたいと思います。

なお、赤く着色をした部分が今回認定をするものでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第43号 町道路線の廃止について

○議長（星 喜美男君） 日程第15議案第43号町道路線の廃止についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第43号町道路線の廃止についてをご説明申し上げます。

本案は、伊里前市街地復興地域づくり加速事業の盛り土造成及び伊里前川河川災害復旧工事の実施に伴い、町道6路線の廃止について、道路法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決

定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第43号の細部説明をさせていただきます。

先ほど町長がご説明したとおり、場所につきましては伊里前市街地になります。市街地の盛り土事業、それから河川のバック堤の事業、それぞれの用地に該当するので、今回町道の廃止を提案したものでございます。

廃止路線につきましては66ページに記載をしております。6路線、合計で1,113.5メートルになります。

議案関係参考資料の73ページに位置図等を添付してございますので、ご確認をお願い申し上げます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第44号 町道路線の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第16、議案第44号町道路線の変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第44号町道路線の変更についてをご説明申し上げます。

本案は、防災集団移転促進事業の戸倉団地の造成工事の実施に伴う町道戸倉線の路線の変更

について、道路法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第44号の細部説明をさせていただきます。

場所につきましては、防集戸倉団地に現在工事用道路として使用している部分でございます。これまで議案第27号でご決定をいただきました改良工事をする次の部分といいますか、延長の部分になります。戸倉団地の工事が終了することから、いずれこの道路につきましても町のほうで引き受けるということになりますので、一体的に管理をしたいということで、終点の位置の変更を今回提案したものでございます。

これまで280.5メートルであったものを516.9メートルの区間について、認定を行うものでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 関連になりますがね、ちょっとその前の伊里前、前に質問すればよかったけれども、なしって言われてしまったものですからね、関連でね、伺いをしますが、伊里前の役場前公民館、それらの路線が廃止ということに決まったわけですけども、廃止した後これどのようなふうになるのかですね。今、道路だけ除いてね、それぞれ土盛りがされている。個人でやっている方もある。その道路をどうあと活用するのか。廃止したものはどうするのか。そこはそのままとっておくものかね、どういうふうな考えしているのか、それを場所によって道路を埋めれば、高速道路等の残土等なんかいただいて、埋め立てを行っているような場所があるようですけどもね、その道路がその何ていうかね、道路が低地にあるとね、土盛りしたり、全然利用価値がない。廃止にして後のものをどうするのかということなんです。現段階でどのような考え方をもっているのか、お伺いしたい。あと、廃止はないからだけでもね。戸倉はこれ廃止。まあ関連で。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 伊里前地区につきましては、現在の前の市街地をですね、事業範囲内については全て同じ高さに盛り土をするということになります。そのため当面車両の通行ができないということになりますし、その後また新たに必要な分について作り直すとい

いますか、そういう関係がございまして一旦道路を廃止をして、また新たに道路の整備が終わった段階でまた認定をお願いをしたいというふうに考えているところでございます。いずれにしても道路が一旦はなくなりますけれども、また事業によってまた造成をしたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） また道路をつくるというような話ですけれどもね、道路は廃止にすると、道路分はもちろん町の財産になっているわけだ、道路でなくてもね。それは、一応まだ土盛りして高くして、道路の上に土盛りするというんですか、そうしてまた道路をつくと。だったら道路つくる必要ないんだ。何もそこにね。そういうふうにね。この場所に限って言えば。役場さ行くための道路。役場があつてこそこの道路が必要でね。何で道路。あなた1人で道路こさえるの、つくるの決定できるのかね、その辺の問題ですよ。これあそこの個人の埋めてる方の考え方はどうなっているのかね、それはあそこに予算あるんですか。道路の分埋めたりする。そういう予算がどこから来るのか。道路を埋めるとすればね。どこから土持ってきて、そういうことをやるのかね。その辺がどうなっているのか。役場があるための道路。役場なければ道路要らないですよ。改まって道路をつくれって私は言っているんじゃないんです。必要がないからね。今後の課題ではないのかなと思うんですけれども、もう一回、答弁。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 済みません、もう少し詳細にお話しをしたいと思います。

73ページの図面でご説明をしたいというふうに思います。

伊里前小学校線、それから今回公民館前線、役場前線、3路線のことだと思って聞いておりましたけれども、この地区に3つの線が含まれる部分については、一連の土地ということで造成がされるような計画になってございます。そのうち、説明不足でございましたけれども、3路線同じ位置に復旧といいますか、造成をするのではなくて、ほぼ同じ位置に造成になるのが伊里前小学校線のみでございまして、公民館前線、役場前線については今のところ計画はございません。それで、新たに造成されますのが北の山際のところに一本道路が造成されますので、それをもって先ほど言った2路線の機能を代替しようという計画でございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 伊里前小学校線ね、これは言わなくても道路がなければ小学校行けないからね、これは当然ないかね。それ以外の公民館前線ね、それから役場前線、この2本がね、

必要ないんじゃないかと、この2本がね。その場合に、町のほうでそういう計画に埋め立てするという計画になっているということですか。何メートルぐらい盛るんですか、そこは。何メートルぐらい高くなんの。5メートル。それ町で、どこまでどういうふうに盛るんですか。市街地のほか駅前周辺。個人の土地もあるわけですけどもね。どこまでどのように盛るのか。今のBRTですか、ね、あそこは変わるんでしょう、今度。あのままなのかな。その辺の説明をしていただきたい。例えば大衆食堂とかね、役場、役場はまあ支所の前だ。あの辺は土盛りするという計画。いずれBRTの駅がそのまま今の状態に残るんでしょう。どのような形になるんですか。もう一回。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） それでは、伊里前の整備について、私のほうから説明をさせていただきます。

今現在、伊里前の工事につきましては、この73ページの図面を使って言いますと、伊里前小学校線の右側については漁協支所用地ということで、今既に盛り土をしているところでございます。

それと、伊里前小学校線の左側につきましては、この間まで商店街があったところでございますが、今商店街の建物を撤去してその基礎関係を撤去して今後盛り土をする計画でございます。その高さについては先ほど建設課長からもありましたけれども、今の地盤から約5メートルぐらい盛り土するような形でございます。どの部分までかということですね、この図面でいうと役場前線より左側になりますけれども、現在のBRTあるところ、そこについては盛り土をする計画ではございません。なぜかといいますと、すぐ脇にJRの気仙沼線がありまして、その下にボックスで石泉線走っていると思うんですけれども、その石泉線のところを改良するわけじゃなくてそのまま使うものですから、BRTのところを盛ってしまうと、石泉線から来てこのBRTのところに入っていくところのところが取れないということがありますので、BRTのところについては現況のままの高さということになります。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 役場前線ね、この図面にあるね、この役場前線から右側がほとんどそれでは埋まるというか、そういうことでいいですか。役場前線ね。そういうふうに言うんですけれども。言うしかない。わかりました。

○議長（星 喜美男君） ほかに。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） きょう私は参考資料の74ページについて伺いたいと思います。

今回、延長することによって、516メートルということなんですけれども、大体歩いて何分ぐらいかかるのか伺いたと思います。

あともう1件はちょっと関連になるんですけれども、この図面を見て、町道ということですので伺いたいんですけれども、74ページの図面で小学校の部分があるんですけれども、そこから国道のほうに何らかの形で将来的に避難道と申しますか、何かの取りつけ道路が必要じゃないかと思うんですけれども、町のほうではどのように考えているのか。例えば歩いて通れる道とか、もしくは軽トラック1台通れるぐらいの道路とか、必要じゃないかという地域の方、あと学校関係の方のお話もあるものですから、伺いたと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 何分であるかというのはなかなか難しいんですが、たしか不動産の駅から何分と表示するときたしか1分60メートルとかそのぐらいの距離だと思いますけれども、そうすると不動産屋ふうに言えば8分程度だと思います。

それから、あと国道からの小学校への道路ということでございますけれども、小学校建設するときにはですね、その検討はちょっとさせていただきました。しかし残念ながらかなり高低差があるということがございまして、道路をつけることは不可能であろうという結論に至って、そこは計画から一応考えはしたんですけれどもちょっとそれは無理だなということですね、実施をしなかったという状況でございますので、軽トラが通れるような道路というとなかなかかなり距離を稼がないとなかなか厳しいのかなというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 不動産屋の事例というか標準でいうと8分ということなんですけれども、あそこ登りと下りがあるんで、行きと帰りではちょっと違うと思うんですが、実はこの道路が団地から今度今改修している戸倉公民館に通じるものですから、そこで例えば小学校の方が全員団地に住むわけではないんですけれども、少なくとも利用する場合に利用しやすいのかどうか、そこで公民館のほうもそういった子供さんというか生徒さんたちを受け入れるような、そういった感じの何て言うんですか、運営になっていくのか。以前の戸倉公民館ですと、結構担当の人が疎うというか迷惑がるぐらい遊びにいったということも聞いていましたんで、今回このような道路ができてどのような形になるのか、するのか考えているのか伺いたと思います。

あと、道路なんですけれども、以前私も若干ちょっと聞いたような記憶が今戻ってきたんですが、やはり急で取り付けられないということなんですけれども、それでも無理ということ

なんですけれども、何らかの形で必要だと思うんですが、その無理はどうにかならないのかどうか、もう一度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 済みません、まずもって時間の問題ですけれども、1分間に60メートルという、1時間に直せば4キロ歩かないので、かなりゆっくりした歩き方だと思いますので、登りであってもそのぐらいあれば十分たどり着くんじゃないかなというふうに考えてございます。

あと、公民館の利用どうのという話になりますと、なかなかどういう活動をするのか私もちよっとわかりませんので、ただ一旦言えるのがいずれ高台にといいますか、住まいが高台にございますので、そちらに行くとなれば今回ご決定お願いをしております道路を通らざるを得ないだろうというふうに考えられます。あとは公民館からどこを通過して町道にタッチをするかというのが多分重要になってくるんじゃないかなと思います。今のところは一旦低いほうに行ってですね、それから登っていくというような、そういうルートになるんだろうと思っています。そこをより安全というふうに考えれば高いところからそのまま高いところでタッチをするといえますか、接続をするというルートがひとつあり得るんだろうと思っています。

あと、国道から小学校ですけれども、基本的にどうしても高さという問題があるので、そこは普通の道路ではつくれないだろうと。もしつくるとしても階段程度だと、こういうように考えております。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） 小学校の皆さん方の公民館としての受け入れというふうなところでお話しさせていただきますと、従前ですね、特に歌津公民館のあたりですと、伊里前小学校の皆さん方がよく歌津公民館で遊んでおりました。ああいったのと同じように来ていただけるものであれば積極的に受け入れをしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにごございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第45号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（星 喜美男君） 日程第17、議案第45号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第45号人権擁護委員の候補者の推薦についてご説明申し上げます。

本案は、現在の人権擁護委員佐藤泰一氏の任期が平成28年3月31日をもって満了となることから、その後任の委員の候補者として三浦房江氏を推薦することについて、議会のご意見を賜りたく提案するものであります。

同氏は、平成26年3月まで町職員として39年の長きにわたり在職し、町立名足保育園長等を歴任されました。現在は南三陸町大森地区婦人防火クラブ会長として活躍されております。温厚な人柄で地域住民の人望も厚く、人格も優れ、人権擁護に理解がある方であり、適任と思われまますので、人権擁護委員の候補者として推薦することにご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。お諮りいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会することとし、明10日午前10時より本会議を開くことにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて散会することとし、明10日午前10時より本会議を開くことにいたしたいと思います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時39分 閉会